

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	平成29年11月16日
説明資料No. 1	専決区分の整理（案）について	総務課

1 専決区分の概要

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、事務の能率的運営を図るため、警察業務に係る高度な判断を要するものを除き、警察庁において専決処理することができることとしている。

2 専決区分の整理（案）

第193回国会において成立した法律に規定された新規事項等52項目のうち、48項目を警察庁において専決処理する事項とするほか、これまで、国家公安委員会の決裁が必要な事項とされていたものの一部を警察庁において専決処理する事項とするなどの所要の見直しを行うこととする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

- ・ 行政機関非識別加工情報の作成及び提供 ほか3項目

○ 警察庁において専決処理する事項

- ・ 法令上その要件が明確になっている指定、命令等

（例）届出をせずに警察所管事業に関する対内直接投資等を行った外国投資家に対する措置命令

- ・ 専門的・技術的事項に係る他機関との協議

（例）特定放射性同位元素防護規程についての原子力規制委員会に対する意見の陳述

- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

（例）行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集及び受理

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について</p>	<p>平成29年11月16日 保 安 課</p>
<p>1 趣旨 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行等に伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間 平成29年11月20日(月)から平成29年12月19日(火)までの30日間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>(1) 放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限に係る特例規定の整備(第2条関係) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令に規定する放射性同位元素等の運搬届出書の提出期限の特例として、運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会が急を要するやむを得ない理由があると認めた場合には、運搬届出書の提出期限をその認めた日とすることとする。</p> <p>(2) 放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合における報告事項等に係る規定の整備(第5条関係) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第4条の規定による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2に規定する放射性同位元素等の運搬において放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合の都道府県公安委員会への報告について、次の事項を定めることとする。</p> <p>ア 報告を求める事象 次に掲げるもの(工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じること。 ・ 放射性同位元素等を積載した車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両に係る交通事故が発生すること。 ・ 放射性同位元素等の漏えいが生じること。 ・ その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれが認められること。 <p>イ 報告事項 アに規定する事象が生じた日時及び場所、当該事象の状況並びに当該事象の発生に際してとられた措置とする。</p> <p>ウ 報告方法 アに規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに運搬届出書を受理した都道府県公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から10日以内に、イに規定する事項を記載した報告書を当該都道府県公安委員会に提出しなければならないこととする。</p> <p>4 施行期日 3(1)については公布の日 3(2)については改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日</p>		

平成29年11月9日、福岡県警察は、平成22年3月15日に発生した拳銃使用の殺人未遂事件で、指定暴力団五代目工藤會幹部らを検挙した。

1 被疑者

指定暴力団五代目工藤會幹部（54歳）

※ 上記のほか、工藤會傘下組織幹部ら5名を検挙

2 被害者

- (1) Aさん（男性・当時75歳）※故人
- (2) Bさん（Aさんの妻・当時75歳）

3 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成22年3月15日午後11時過ぎころ、Aさん及びBさんを殺害しようと企て、北九州市小倉南区所在のAさん方に対し、拳銃を数発発射したが、いずれもAさんらに命中せず、殺害の目的を遂げなかったもの。

4 今後の方針

福岡県警察においては、引き続き関係者の保護対策及び関係個所の警戒を徹底しつつ、未解決凶悪事件の捜査を推進する方針。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく警察庁長官の意見陳述について</p>	<p>平成29年11月16日</p> <p>公安課</p>
-------------------------------	---	-------------------------------

1 警察庁長官の意見陳述

公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第12条第2項の規定により、観察処分の期間更新を公安審査委員会に請求しようとするときは、警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

※ オウム真理教は、団体規制法に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分に付され、以後、3年ごとに期間更新が決定されている。

2 意見の内容

本団体については、観察処分の期間更新を請求することが必要であると認められる。

3 意見の理由

都道府県警察による捜査等を通じ

- ・ 松本智津夫が本団体の活動に影響力を有している事実
- ・ サリン事件当時に本団体の役員であった者が現在も役員である事実
- ・ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実
- ・ 本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性

などを確認した。

4 今後の予定

29年11月中～公安調査庁長官が公安審査委員会に期間更新を請求

30年1月中～公安審査委員会による決定